

公立小野町地方総合病院からのお知らせ

今回は、本院が看護実践能力の向上を目的に取り組んでいる「看護力向上支援事業」について紹介します。

この事業は、福島県看護協会から派遣された認定看護師を講師として定期的な研修を開催し、課題解決のための知識・技術の習得に取り組むものです。

研修では、本院に入院されている患者さんに多い「摂食・^{えんげ}嚥下障害」の認定看護師である瀬谷麻衣さん(星総合病院)に指導を受けました。昨年6月から11月に開催した5回の研修では、患者さん一人ひとりに合った食事のスピードや姿勢、口腔ケアの方法などについて、入院されている患者さんへの実践を交えながら、課題の洗い出しや解決方法の見出しを行いました。

なお研修の内容は、昨年12月18日に看護会館みらい(郡山市)で開かれた報告会で発表されました。今後は、研修の成果を日頃の看護業務に生かし、耳鼻咽喉科の医師・リハビリ職員・栄養士などの多職種が連携し、患者さんへの安全な食事の提供、摂食・嚥下機能の回復につなげてまいります。

療養病棟看護師 渡辺栄子



実践研修の様子

☎公立小野町地方総合病院 ☎72-3181

国民健康保険からのお知らせ

～資格喪失後の受診による医療費の返還について～

4月は加入している健康保険の異動が多い時期です。健康保険証を使用するときは、次のことに注意してください。

社会保険などへの加入や転出により小野町の国民健康保険の資格がなくなった(喪失した)後に、小野町の国民健康保険証を使用して医療機関などを受診した場合、その医療費を返還していただくことになります。

これは、小野町の国民健康保険証で受診したことにより、本来受診日当日加入していた健康保険が負担すべき医療費(受診者の自己負担分を除いた額)を小野町の国民健康保険が支払った(一時的に立て替えた)ためです。

■具体的にはどんなとき？

- 就職して社会保険や共済組合、健康保険組合などに加入したが、保険証の交付に時間がかかったため、その間に国民健康保険証を使用してしまったとき。
- すでに社会保険などに加入したり、転出したりしているにも関わらずその届け出が遅れ、返却前の国民健康保険証を使用してしまったとき。

■返還方法は？

- 該当となった方には「返還通知書」と「納入通知書」をお送りしますので、指定期日までに返還金を納入してください。

■療養費の申請方法は？

- 医療費を返還した後に、受診日当日加入していた健康保険に「療養費」として申請することができます。加入していた健康保険により申請方法は異なりますので、必要な書類については該当する健康保険へお問い合わせください。
- 「療養費」の申請には「返還金の領収書」が必要となります。領収書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

■その他

- 新しい保険証が交付される前に医療機関などを受診するときは、医療機関などの窓口で必ずその旨を申し出てください。基本的には、いったん全額自己負担(10割負担)でお支払いいただくこととなりますが、医療機関の指示に従ってお支払いください。
- 新しい保険証が交付されたときは、速やかに役場に届け出を行い、国民健康保険証は必ず返却してください。
- 医療費の適正化に、ご理解・ご協力をお願いします。

☎町民生活課 ☎72-6933